2024年4月17日

札幌市長　秋元克広　様

戦争させない市民の風・北海道

**自衛隊への新規学卒者等の名簿提供の中止を求めます(要請と質問)**

本年も自衛隊から2月21日付で「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出」を求める依頼が札幌市にありました。

　この依頼については、2023年12月1日に閣議決定された政府答弁書で「これを強制するものではない」(内閣参質第55号)との政府見解が出されており、また同年11月16日の参議院外交防衛委員会で「他の法の規定により保有個人情報の提供が可能である場合において実際に提供を行うべきか否か、その具体的方法については地方公共団体においてそれぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断されるものというふうに承知しております」との政府答弁がありました。

　たとえ、それが「法定受託事務」であったとしても、その名簿提供は地方自治体の任意であり「強制するものではなく」、地方自治体か適切に判断して行うものであることが国の見解として明らかにされたのです。名簿提供の可否は札幌市長の判断に委ねられているのです。

　ご存知の通り、我が国は憲法前文によって、国民主権・平和主義を宣言しています。そして、第13条では「個人の尊重・幸福追求権..」、第14条では「法の下の平等..」、第18条では「奴隷的拘束及び苦役からの自由」が定められています。当然のことながら、札幌市の行政事務もこの憲法の趣旨に基づいて行われているものと思います。

　しかし、自衛隊員は、この憲法の規定に反して、「個人の尊重」や「幸福追求権」が制限され、場合によっては「奴隷的拘束及び苦役」が強制されることになっています。

このことについては、自衛隊法で次のように明示されています。「強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。(第52条)」「職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けないで職務を離れてはならない。(第56条)」隊員には「死んでも義務を果たすこと」が求めてられており、その旨の誓約書を書かされているとのことです。自衛隊は、他の公務員の職種とはまつたく異なる職種なのです。

このような仕事への就職斡旋事務は憲法違反の事務であり、札幌市はその協力をやめるべきでです。

自衛隊の名簿提供依頼の対象者は、まだ社会に出て働いたことのない社会人未経験者の次年度新規学校卒業生の17歳の未成年の男女を含む学生・生徒です。にもかかわらず、自衛隊は、自治体から提供された名簿を基に、在学中に自衛官募集の案内パンフレットの送付や、募集のための家庭訪問を行っています。

自衛隊のこのような行為は、憲法違反であるばかりではなく、職業安定法にも違反しています。ご存知の通り、このような自衛隊のやり方に怒った高校生が奈良市で訴訟を起こしています。

　我が国の就職斡旋や募集についてのルールを定めた「職業安定法」が、基本法としてあります。そこには「学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等」の節が設けられ、これに基づく通達として厚生労働省職業安定局が「新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領」を出しています。

　そこでは「新規学校卒業者については、社会や職業に関する知識・経験も少ないため、（中略）、求人者及び求人者から委託を受けた者が生徒の家庭を訪問し、直接生徒、保護者に応募を働きかけることは、中学校、高等学校を問わず一切禁止されています。」とされ、ダイレクトメールの送付も制限しています。

　しかし自衛隊は、隊員募集が職業安定法の摘要除外であると主張し、家庭訪問やダイレクトメールの送付を行っています。これは職業安定法違反の疑いがあります。厚生労働省は、「自衛官の募集が職業安定法の適用除外であることについては明示的に書かれているものはない」としながらも、「職業安定法は基本法であり、自衛隊法は特別法に当たるので、自衛隊法に基づいて募集事務が行われることは構わない」との見解を表明していますが、自衛隊法には自衛隊が行う募集事務の規定がなく、自衛隊法が職業安定法の特別法であり得るはずがありません。もしこのような、法に基づかない勝手な行為が自衛隊に許されるならば、日本の法治主義は吹き飛んでしまいます。

　戦前は、行政権の及ばない統帥権の下に軍隊がありました。そして、軍部は勝手に行動し、戦争へと国民を動員していきました。私たちは、このようなことを繰り返してはなりません。自衛隊は、明示された条文が無いにも拘らず自衛隊は職業安定法の適用除外だと主張して、勝手に学卒者に対する家庭訪問や郵送物の送付を行っています。そして、私たちの札幌市が、その名簿を提供しています。

　札幌市は「平和都市宣言」をしている私たちのまちです。自衛隊への名簿提供は義務ではありません。行うかどうかは市長の選択にかかっています。札幌市は名簿提供を中止すべきです。このことについて、遅くとも２週間以内に文書による回答を求めます。

1. 自衛隊への新規学卒者等の名簿提供の中止を求める要請に対する回答をお願います。
2. 国は、地方自治体の自衛隊への新規学卒者等の名簿提供事務が強制でもなく選択可能な事務であることを認めていますが、札幌市長はどのようにお考えでしょうか。
3. 市長も、職業安定法に基づくならば、自衛隊が新規学卒者に対し、家庭訪問やダイレクトメールの送付は適切ではないとお考えになるでしょうか、お答え願います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

　連絡先：事務局長: 中村由紀男　090-3505-9742　Eメール: uchujinyuh@gmail.com

事務局次長: 小林久公　090-2070-4423 Eメール: q-ko@sea.plala.or.jp